主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士鈴木義男、同河野太郎の上告理由第一点について。

しかし、裁判官が自ら筆跡の異同を判断し得るこというまでもないから、原審が 所論鑑定の申請をその必要なしとしてこれを却下し、自ら判示のごとく判断したか らといつて、所論の違法があるとはいえない。

同第二点について。

しかし、証拠の取捨、判断は、事実審裁判所の裁量に属するところであつて、所論は、結局原審の裁量を非難するに帰し、採ることができない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

輔	悠	藤	斎	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
夫	潤	飯 坂	下	裁判官
七	常	木	高	裁判官